

第27回 火山検討会 議事録

1. 開催日時：平成25年3月8日（金） 14：00～16：40

2. 開催場所：日本電気協会 3階303会議室

3. 出席者：(順不同, 敬称略)

委員：中村_(隆)主査(大阪大学), 中田副主査(東京大学地震研), 岩田幹事(電源開発),
中村_(小)(防災科学技術研究所), 服部(電力中央研究所), 土志田(電力中央研究
所), 鈴木(原子力安全推進協会), 高尾(東京電力), 馬場(東京電力),
大江(東北電力), 根上(北陸電力), 平田(中国電力), 黒川(四国電力),
伝法谷(電源開発), 日下(日本原子力発電), 渡邊(日本原燃) (計16名)

代理出席：安池(原子力安全基盤機構・多田代理), 本田(北海道電力・舟根代理),
佐藤(中部電力・辻代理), 町田(関西電力・笹川代理)……………(計4名)

常時出席者：悦永(電事連), 竹内(電中研)……………(計2名)

オブザーバ：石井(東京電力), 鈴木, 安藤(日立GE), 加藤(東芝), 小野(電源開発),
寺田(三菱), 三浦(電中研)……………(計7名)

欠席者：山崎(首都大学東京), 吉川(九州電力), 畠中(北陸電力)……………(計3名)

事務局：井上(日本電気協会)……………(計1名)

4. 配付資料

資料 No27-1 第26回火山検討会 議事録(案) ※

資料 No27-2-1 JEAG4625-201X「原子力発電所火山影響評価技術指針」改定(案)書面投票コ
メント対応方針について

資料 No27-2-2 JEAG4625-201X「原子力発電所火山影響評価技術指針」改定(案)

資料 No27-3 平成25年度活動計画(案)について ※

資料 No27-4 火山噴火に対する原子力発電所の影響評価及び関連知見に関するシンポジウム
での内容紹介及び論文投稿について(案)

5. 議事

(1) 代理出席者の承認, 検討会定足数の確認

事務局より, 本日の代理出席者4名の紹介があり, 中村主査の承認を得た。また, 代理出席を含む出席委員は19名であり, 規約上, 決議に際して求められる委員総数(23名)の2/3以上の出席であることが確認された。

また, 本日のオブザーバ7名の出席が中村主査により承認された。

(2) 前回議事録(案)の確認

事務局より, 第26回火山検討会議事録(案)について, 資料No27-1に基づき説明があり, 正式な議事録とする事が了承された。

(3) JEAG4625-201X「原子力発電所火山影響評価技術指針」改定(案)書面投票コメント対応方針について

1) 耐震設計分科会の「原子力発電所火山影響評価技術指針」改定(案)の書面投票結果について事務局から報告された。

・投票総数：41/48，賛成：38票，反対：1票，保留：2票

上記投票結果により、反対意見付反対票があるため可決条件を満たしてないため否決となった。

2) 検討会主査より、次回の耐震設計分科会において、対応案をご説明し反対意見が取下げられれば可決となることもあるし、取下げられなければ分科会で検討され2次書面投票するのか、引下げて再検討を実施することとなる、ただ、詳細な反対意見が分科会で提示されるので、意見内容にもよるが持ち帰って検討会で検討することとしたい、との説明があった。

3) 岩田幹事より、反対意見内容の口頭説明及び保留意見等の検討状況について資料 No. 27-2-1 により説明があった。

a. 反対意見の詳細について、次回耐震設計分科会でご説明頂けることとなっているが、今まで頂いたメールの中では、規格委員会で頂いたコメントと同じで、開閉所設備はNISAの30項目にも挙げられているので、本文マターとすべきとの意見を頂き、重要度分類が直されれば対応する旨回答した。

3月4日に個別説明の実施及びその後、要求があった指針検討資料の提示を行った。

今回の検討会で、反対意見者からの意見内容が分かれば検討し、分科会で説明する予定であったが、詳細意見が提示されてから検討する。

b. その他保留意見等について検討内容を資料 No. 27-2-1 及び資料 No. 27-2-2 にて説明があった。

(大鳥委員の保留意見の(1)～(3)について)

・新安全基準骨子(案)の取り込みについて、性能要求があれば、仕様規定を電気協会で作成するスタンスでよいか。

→仕様規定は、現在電気協会が作成しているが、国の方は、仕様規定をどこが出すのかの議論があると考え。

・今回の骨子案で、火山について対応しなさいとの記載がある。以前は火山について明記されていなかったもので、先取りして具体的な仕様規定を自分達でやっていたが、明記されたので、これに対する仕様規定がこれですということによいか。

→設計基準に関しては、本指針の第1章で規定しており、性能要求については今までなかったもので、性能要求が出てくれば反映していくこととなる。また、新安全基準で記載されているシビアアクシデントについては、第二段階で取り込んでいくことを考えており、今までのスタンスと変わっていない。

・大きな意味では、調査対象の火山をどういう範疇にするのか、どういう現象を考えるのかであるが、IAEAのガイドとは調査対象火山の時代感が大きな違いだけで、対象火山現象等については、大きな違いはないと思う。

→IAEAの1000万年というのは、大陸にあるような火山ではあるだろうが、島弧にある火山とは当然違うわけであり、そこを専門分科会で判断されてこれで見えていきましょうというのはそんなに変わるようなものではないという議論であると考え。

・確率論については、今の形で留めておくか、もっと突っ込んだ表現にするのは、難しいだろうけど技術が出来上がるのをちゃんと受け止めるような表現にしていくのか議論が必要と考える。

・IAEAのところは、日本の火山指針の方が緩和されているところなので丁寧に取扱った方がいいというのも一つの案だが、日本においては、第四紀以降でいいですよというのを崩されると大変なことになるので、例えば、IAEAも今はこうだと論文を基に説明されているが、なぜ、IAEAは1000万年を考えているのか、可能であれば説明を加えると、IAEAはこうで、日本はこうだといった方が判り易いと考え。

- IAEA の原文を見ると、1000 万年というのは 10^{-7} の炉心損傷確率から来ているのではない。実質他への記載はあまり無かった。 10^{-7} の根拠は、たしか記載していなかった。
- ・火山の活動の規制が、日本と他の地域によって違うからこういう差が出ているわけではないのに、単純にそう取られると困ることになる。
- 調査対象の火山は 1000 万年というのが、地震の活断層と同じようにとられてしまうことになる。
- ・確率論には、二つあって各事象毎に確率論で評価しなさいという記載と、火山発生そのものを確率論で評価しなさいという二つがあった。これがどっちのことを指しているのかというのは、たぶん両方を指しているのであろうと考える。どちらかという、後者の火山そのものの発生確率の話は、特に SSG ではどういふ評価をすることは書いてなかったと思う。一方個々の事象については、ある程度地形とかを考慮すれば出来そうな気がするが、たぶんそっちの方の解説等が今後出てくるので、その辺を踏まえて検討したい。
- 「・・・困難である。」としているが、確立されたら取り込みたいという表現をいれる方向で検討したい。
- ・P3 2.1.1.1 の解説で、検討対象火山を第四紀で区切っている時点で 10^{-6} という確率を持ち出していることに等しい。また、解図に阿蘇 4 火山灰を例示しているが過去何万年かに 15cm 以上の確率がありますと明示していることから、確率に否定的になることはない。さらに、後段でも富士山の噴火等の過去数百年の事象例もあるので、言葉で書かないとしてももう確率に踏み込んでしまっていると思う。
 - ・最初の JEAG の作成に携わったので記載の経緯の記憶があり、IAEA のフロー図の中に 10ma というのがあり、これが 1000 万年であり、10ma より若いものはスクリーニングしなさい、その中で 1 万年以降の活動があるものは検討しなさいとはっきり記載されている。従って、日本の火山指針でこの対象年数を完全スルーするには理由が必要である。また、確率論と確定論を IAEA は両論併記していて選択可能な形にしており、どちらかでなければダメだとは言っていない。今の記載では、IAEA のガイドラインだと包含的になり、JEAG の内容を全て含んでおり、グローバルスタンダードということになる。そういったところも考えて修正して頂きたい。
- IAEA の 10ma という数字も、1 個の火山ではなくある火山群の活動スケールが大雑把に 10ma ぐらいだろうというのを根拠にして出されていると思う。その逆数として 10^{-7} としている。それがあ一方、イントロの方というよりはむしろコンセプトモデルというチャプタで書かれていることだがテクニクセッティングが変われば火山によりスクリーニングアウトしてもよいという一文もある。日本の場合は、日本海拡大の頃に比べると現在はテクニクセッティングが変わっているから、第四紀の範囲を考えればよいという表現にすることも可能だと思う。
- P3 の第 2 章解説には今まで議論されたことが書いてあり、前半部分のご指摘いただいた「現実的ではない」というのは、確率論すべてを否定しているのではない。今まで話し合ってきた意見については、当然今までにやってきたうえで、一つ一つの火山弾等の現象を全部確率に置き換えるのは無理だと言っている。今後実用化されたら取り込むという表記にすべきという意見もあったが、これから取り組むことを規格に書くことはどうかと考える。規格に記載するのは現状どう考えているかである。
- ・確率論は最終的に使えるハザードがないと、先には行きつけないので、そういうことを前提にすれば、スクリーニングアウトの基準として考える 10^{-7} というのは、ステージが違うと思う。 10^{-7} で切っても、切らなくても確率論に移行していいと思うし、それから確定論に向かってもいいと考える。
- どういふ火山を取り上げるかという所においては、P3 の後半の所には、確率論についてある程度定量的な数値を持って規格に記載するのは判断をできるところがある。一方各事象毎とはいへ「現実的ではない」というのがどうも独り歩きしそうで、前向きな表現を入れることについてもどうするか、その辺を踏まえてどう記載するのがいいか検討

したい。出来ないことを記載するわけにはいかない。

- ・確率論について、規格に記載するとしても、依然として確定論による記載のままとすべき部分もあり、その中で課題もあるので、課題については明示しておく必要があるが、現状不可能だというイメージに取られないようにしておく必要があると思う。
- 3月13日(水)の分科会には、意見に対する回答案として提出したいので、3月11日(月)の午前中までには、該当する委員の方には相談させてもらい、委員の皆さんに確認して頂けるようにしたい。
- IAEAの1000万年というのは、どういう意味合いのものであるかを記載する必要があるのではと考える。日本では第四紀としており根拠も記載している。また、確率論的評価については、記載文章の一部を削除することにより現実的ではないと否定しなくてもいいのではと考える。今後検討の必要がある。
- ・P3 2.1.1.1にIAEAでは、1000万年をこういう考えでこう決めたというのを、この規格の解説の中に記載した方がいいということか。
- IAEAでは1000万年という説明をするわけだからもう少し説明をつけないと1000万年と第四紀(約258万年)で差があるとなり、IAEAとJEAGが違ってる経緯を丁寧に説明する必要があるのではと考えるが、記載するかどうかについては検討が必要。
- ・回答案としては添付しないといけないが、JEAG4625-2009年版の検討段階でも議論となり、電気協会の規格の中にIAEAはこうである、それに対して電気協会はこうであるというストレートなことを記載するのはどうかという議論もあったと記憶している。もちろん説明等においては十分にしないといけないと思うが。
- 規格にどうということを書かなければいけないということではなく、ここではどういふことをやりなさいとその根拠があればいいわけで、今のような議論は委員会の場で議論される必要があるし、色々な場で説明出来なければいけないが、記載しなければいけないというものではない。そういう議論が今度の分科会でもあるかも知らないので、ポジションをはっきりとさせておかなければいけない。規格中に書けと言ってるのではなく、説明がきちんと出来るようにしておこうと言っているのである。
- IAEAの場合を説明すると、当初は8000万年前ぐらいという原案ではあったところを、世界の火山を見てみると長くても1000万年の間では活動が終っているということで、上限値として採択した。そのような長いものは日本のようにプレートに潜り込んでいる場所で起こるのではなく、ホットスポットというハワイのような活動の事であり、日本の場合の上限値は第四紀と言っても問題ない。特に火山の平均寿命で考えるとずっと短いので第四紀で充分であるということだった。
- ・1000万年というのは、純粹に火山の研究から出てきた数字ということによいか。
- 世界中の火山を見渡して見ると、一番古くから活動しているものを見ると1000万年を超えているものはない。
- ・大鳥委員のコメントの新設・既設の件について、考え方は新設が対象だが、この指針に限らずJEAGそのものが新設が対象という考えであり、あえて書く必要がないと考える。また、この規格をどう使うかという議論は、使用する者が決めればよいことであって、今は新設を対象として作成しているが、既設に使えないものではないということである。今のJEAGは全てそうなので、これだけあえて記載する必要はないと考える。
- ・(3)は、(1)、(2)に関係しキイとなるように思うが、新安全基準は明らかに既設を対象にしているし、IAEAのSGS-21についてもサイト選定は、サイトが決まるまでではなく、操業期間中全部にかかっているし、区別しないことになっている。従って、使う側がそれを適用して、新設・既設を区別せず同じように評価すればいい。ここが、(1)と(2)を含んで大きな違いにも思える。
- これから発電所を作る時に、この技術指針を使って立地の選定から始まって順次やっていくような流れになっており、だからと言ってここに書かれているとおりに、この考え方は新設時に使えるとここに書くかどうか。今のJEAGそのものが皆そうなっていて、はっきりとは書いてないが、そういった流れで作られているものが、当然既設でも使われて

いる。それをことさらこれでどうかと言う話にはならないと思うが、そこはむしろ電気協会全体にかかる話であり、分科会でも議論頂きたいと思う。あらゆるケースを考えて作るわけにはいかないの、新設をベースに作っているだけで、既設でも使うことは可能である。

- ・現状ではだめだという事ではなく、使用する側の解釈によるものだと思ってよいか。また、JEAGの記載がIAEAと違うので、使用者がIAEAを使用するということもあると思うし、あいまいな部分の扱いは色々な事が起こりえるというのは覚悟の上となるのが、少し気になる。
- 例えば軽水炉を対象に作られたものが、再処理設備に利用されていたという事もあるし、それは使う側の話であって、規格を作る側は当然軽水炉を対象に作っており、それ以外については、責任を持ちませんよという話もある。それを踏まえて、これは新設のみを対象とし、既設は対象としないというのは、他のJEAGにも書いていない。もちろん再処理の場合は当然そうではなくて、原子力発電所耐震設計には書いてある。この回答だと、当然最初に作る時には、新設を対象にして作るが、それを変更したという話も無く、現状はそれを議論しない限りは、新設を対象に作っていると考える。
- ・この指針自身には、最初の適用範囲の所に、立地及び設計上の考慮を行う段階とあり、立地の考慮という所で使用中は立地だということになる。設計上の考慮は、これから設計上の考慮を払う人が使うものと適用範囲に書かれていると理解している。その上で、既設炉を持っている者が、これを使うにはどうやって使うのかというと、前半部分がバックチェック、後半の部分も8割方バックチェックだと思う。従って、コメントの回答で記載している新設の原子力発電所が対象で、この考え方を準用してバックチェックなり運用改善に使っていくという使い方をするといいと考える。
- そういう考えを、JEAGに書かなければいけないのかということであり、コメントの、明確にした方が良くということもJEAGに書けと言われていたわけである。
- ・それは、P1の適用範囲そのものではないか。
- コメント者は、そこが明確ではないと言っている。ただ、この文言はどちらでも取れると思う。既設発電所のバックチェックでは、例えば、活断層の調査とか、立地という所まで戻ってやっている。それと同じことで立地及び設計上の考慮の段階というので、バックチェックも含むか含まないかは、使う側で考えればいいという解釈もできると思う。ただ、作った当初は、バックチェックとかバックフィットという考え方がなかった訳であり、設置許可というものがあって、後はバックチェックという法律に書かれてあるような無いような形で対応してきたが、今回は明確に記載される訳で、そのような扱いをはっきりすれば、そういうものもここに含むことになると思う。
- 電気協会の指針そのものが、遡って色々な設計を見ていく場合にも使われるものである。
- ・結論の評価をする時に、これが使えますよというエンドースをして頂ければ、別に何の問題もないが、エンドースして頂けなければ、ここに書かれた妥当性も含め一緒にセットで説明することになる。ただ、先生方によく見て頂いて議論されており、バックもしっかりしているので、ここに書いてある内容を説明したとしても、皆が大体同じレベルの説明ができるかと思う。
- もう一つ大事なことは、ここに書かれていることが、もし既設を考えた時に違ってくるということであれば、新設時にのみ使用し、既設には使用しないで下さいとなりコメント通り記載する必要がある。今まで検討してきた限りでは、対象モデルを新設モデルで考えてきたが、既設モデルにだったらどうだろうという議論もしていないが、そのようなものはないと考えている。
- ・既設に適用する時の議論として、今まで新設対象で考えてきて、影響評価をする上で付属書2-2に、例えば火山灰だったら何km以内とか、火砕流だったら何km以内を評価対象とすることと規定されている。今回、第3章を追加するにあたり、火砕サージ、火砕流、火砕泥流は対策が出来ないということで、設計段階で考慮する火山現象から外しているが、既設プラントと火山との距離を考えると、これらの影響評価をする必要のある

ものが結構ある。あくまで影響評価をしなさいと言っているだけなので、評価の結果そのサイトでは、火山泥流、火砕サージの影響はありませんという結果になるのであれば問題ないが、もしそれらの火山現象の影響がありますと評価したら、JEAGの中では立地を再検討しなさいとなっている。既設に適用する時に気になるのはそこかなと思っている。

・もう一点、P6～P7の調査の所で、どれだけ現地調査をすればいいのか、正確に分らないが、地形を改変しているのだからここに求める調査が地震と津波にどのように影響するかが分らない。だからその分は出来る範囲でしか出来ないということになる。

→新設はこうしよう、既設はこうでなくていいとは言えないし難しいと思う。火山現象が同じように起きるのであれば、考えなければいけないとなる。出来あがったら新設、既設を問わずある程度参考にして頂くかは、使う側の判断になってくる。一つ一つの既設を基に作っているわけではないので、さっき言われたような、表現にしか出来ない。

→火山の規格だけではなく、JEACを改定した時もそうだったが、新設を基に作成しているので、新設ですと言うしかないと思う。まずは記載のように回答する。

・JEAGを既設にも適用できるものとして位置づけるのかは、全体の話なのでこの検討会で結論づけるのは難しい。既設にも適用できる機能があると思うが、現実としては、既設のことを考えて議論されており、若干の懸念もあるが、今回の質問に対する回答としては、記載のように明確に言い切らなくてもいいのではと思う。

新設を念頭に記載はしたが、既設に対する検討にも広い意味で考えられる。とするのがいいのではと思う。

→明確にしてくださいと言う意見に対しては、この規格だけではなく全体的なことになる。考え方は共通だと思うが、ここに書いているように、検討対象は新設で検討してきたが、中身によっては既設にも採用できるものもあるとしたい。また、それを各規格に書くのかというと、それは我々だけの話ではないので、分科会で検討頂くことになる。

(大鳥委員の保留意見(3)以降について)

・特にコメントなし。

(長澤委員の保留意見について)

・特にコメントなし

(衣笠委員のその他意見について)

・特にコメントなし

(斎藤委員のその他意見について)

・特にコメントなし

(梅木委員のその他意見について)

・特にコメントなし

(原口委員のその他意見について)

・特にコメントなし

(大宮委員のその他意見について)

・特にコメントなし

(一徳委員のその他意見について)

・特にコメントなし

(戸村委員のその他意見について)

・3.3.1の本文に付属書2-1の解説に記載している火山及び火山現象に対して確保すべき安全機能を移動してしまうと、後ろの解説の方がしっかりと書いてあるのに、一般的な事が本文に書かれることとなりかねないと思う。解説に書いてある、プラントを安全に停止し、高温停止状態から・・・と書いてあるものに比べたら、本文の「止める・冷やす・閉じ込める」は一般的な事が書いてあると見える。

→解説のすなわち以降からの6行をそのまま本文に持って行く方がよいか。

・その方が文章とすると綺麗なように思う。ただ、主旨が変わったら困る。

→火山灰の影響を受けるという文書が解説内になく、火山灰の影響を受けない設備は対

象としないわけなので、影響を受けない設備は除くとの記載がないがそれでもよいか。3.3では設備対策の要否の検討であり、3.3.1はその評価対象設備の抽出とした方が良い。また、ここには対策設備の抽出方法を書かかないといけないと思う。

→参考資料1では、プラント停止に関連する設備の抽出例とし、主要イベント、系統・設備、関連設備及び評価対象を書いている。

→そこに火山の影響も考慮して対策を検討しなければいけない設備を抽出するというところをそこに書く訳になる。その後、設計の実施があり、設備対策を実施しなければいけないこのような抽出例が出てくる。

このコメントの回答だと、評価対象設備として、安全機能を有する設備が対象となり、そこから設備抽出例を参考にしながら付属書も配慮し、設備対策設計の対象設備を抽出する所が要否設備の評価対象設備を書かれてないといけないと思う。

→3.3.1は、「止める・冷やす・閉じ込める」を大枠とし、3.3.2を起こして、火山灰の影響を受ける設備の抽出とし、参考資料2で抽出例を記載しているが、こちらを引用出来るような形に変更したい。

→3.3に記載してあるものを、3.3.1と3.3.2に分けて記載し、3.3はタイトルだけ記載することとすればよい。2章でも、2.1には、調査とタイトルだけが記載してある。付属書などは、3.3.2の方に入ればよいと思う。3.3.1は、評価対象設備を記載し、3.3.2で付属書により対象設備を絞り込んで抽出を行う。このような形でどうか。

→このような形で構成を変更する。今の参考資料1でプラント停止に関連する設備の抽出例を記載しているが、これは付属書の方に記載することとする。

3.3は表題だけとし、3.3.1は修文するが「止める・冷やす・閉じ込める」後、安全重要度設備に影響を及ぼす場合は対象設備に入れる。3.3.1の解説は不要となるので削除する。3.3.2を起こして、抽出例を付属書として抽出の考え方を記載する。

→コメント対応は、段階を分けてもう少し詳しく案を作って頂くこととする。

→今日頂いたコメントは、月曜までに修正して、15時頃までには各位にメールで送る。検討時間は1日しか無いが、12日の午前中までに、分科会の資料として提出する必要がある。12日の午前中までにコメントをお願いしたい。

→次回の分科会で回答が終わるとは思わないが、分科会では出来るだけ誠意を持って回答することとしたい。分科会で意見の主旨をはっきり聞き、回答にずれがあるようであれば当然ながら見直しをする。その主旨であれば、きっと文言の修正だけで了解が得られると思う。反対意見も含めてもう一回対応することとなる。

来週暫定案を作成し、コメント回答が出来るように纏めたい。

(4) 原子力規格委員会 耐震設計分科会 平成25年度活動計画(案)について

岩田幹事より資料No27-3に基づいて、耐震設計分科会 平成25年度活動計画(案)についての説明があった。主な質疑・コメントは以下のとおり。

- ・平成25年度活動計画の分科会、原子力規格委員会上程時期で、分科会には平成24年度に上程しているので、おかしいのでは。
- 上程は終わっているもので、25年度の分科会は削除する。
- ・今年実施してきたことは、DBA対応設備である。25年度はAM設備対応を行うことになっているが、ハザードは何時検討するのか。
- ハザードをどうするか議論はまだできていない。
- ・DBAでは対象設備とハザードは議論ができた認識しているが、来年度以降の活動計画は、それをB-DBAと言うのか、レックと言うのか色々な言い方があるが、そういう所まで展開していく時に、ハザードを見直すのか、対象設備を見直すのか。
- 前回少し議論しているが、答えが出ているわけではなく、色々な考え方があり、色々な

- 事を検討する必要がある。ハザードも検討しなければいけないし、ハザードはそのままにしておいても、設備の方を検討するというやり方もあると思う。
- ・そういう幅を持たせるのであれば、アクシデントマネジメントの設備に対する指針よりは、レックまたは、B-D B Aに対する検討を行うでよいのではないか。
- 確かにアクシデントマネジメント設備に対する指針案だと、ハザードはそのままにし、そういう設備が付いてきたら、それについての火山対策を考えるように取られる。
- ・分科会でそう取られないか心配である。
- アクシデントマネジメント設備に対し検討する。
- 設備と言うより、
- ・設定基準を超える事象に対する指針案の検討を進めるということも考えられる。
- ハザードの検討は、安全設備の検討ではないので、設計を超える。
- ・それだとハザードをやりますと宣言するようになる。
 - ・ハザードを検討するとしたら、今の既設の設備でタンク等の設計を見直すことになる。運用で対応する等色々記載しているが、そのハザードによりどの位火山灰が積もるかにより、どの位の影響があるか分からない。そこも見直しながらスコープに入れると言う事か。
 - ・それで見直しが出来、例えばドーンと大きなハザードを考慮することを考えて、見直しが出来れば、その後の事は、考慮しなくてもいい。それが適切か、また、余力がここまでという考え方もある。潰してしまう S A の方で評価するとこれに包絡される。AM 設備に対する所を若干分科会で揉んでもらう事もいいと思うが、我々の考えている事を明確にしてあげた方がいいと思う。
- 設備とせず、アクシデントマネジメント対策とか、アクシデントマネジメントに関する指針とすればいいかと思う。設備とすると、火山の影響はどうかというかなり狭いニーズに捉えられる。
- 火山に対するアクシデントマネジメントに関する指針。
- そのような表現の方が、より広くなると思う。火山ハザードに対するアクシデントマネジメント指針案の検討。
- ・上程時期について、主語はあくまで JEAG の火山評価技術指針の事だけか。
- 分科会と記載していたのは、欲張りして分科会に上程するには夏過ぎには案が固まっている必要があるが、今の状況からすると、まず年度初めに今の JEAG 案を規格化する必要があるが、アクシデントマネジメント指針の方は、25年度は無理だと思い、分科会を削除した。今検討しているものを規格委員会に上程することとした。
- ・主語が、平成25年度の活動計画が指針案の検討を進めるとなっており、これを主語としてとらえると、アクシデントマネジメント設備（AM）についても、上程することとなる。
- 素直に記載する。24年度に記載しているように、機械・電気品等に対する火山影響評価を取り込んだ指針案について25年度内に上程する。

(5) 原子力学会への論文投稿について

中村主査から、資料 No. 27-4「火山噴火に対する原子力発電所の影響評価及び関連知見に関するシンポジウムでの内容紹介及び論文投稿について」について説明された。

(6) その他

- ・ JEAG4625-201X「原子力発電所火山影響評価技術指針」改定(案)の意見対応について
柴田先生のコメント次第ではあるが、コメントを頂けたら各委員には内容をメール配信し、主要メンバーで回答案を検討していく。作業状況については適宜情報提供していくが、まとまった時点で検討会で図っていきたい。
- ・ 今後の予定
 - ・ 3月13日(水)午後：耐震設計分科会(指針改定案コメント内容確認)
 - ・ 4月12日(金)午前：第28回火山検討会を実施予定

以 上